

行政手続における押印廃止に伴う
「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」
に係る通知及び届出様式の一部改正について
～ お知らせ ～

令和2年10月
山口県土木建築部

行政手続における押印廃止の趣旨を踏まえ、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」に係る通知及び届出様式の一部を改正しましたので、以下のとおりお知らせします。

1 改正概要

一部県様式・参考様式・任意様式における押印欄の削除等を行った。改正した様式及び記載例は技術管理課ウェブサイトに掲載する。

通知様式:(URL:<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/recycle/recycle06.html>)

届出様式:(URL:<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/recycle/recycle03.html>)

2 適用基準日

令和2年11月1日以降適用するものとし、既契約工事及び入札公告(指名通知)中の工事についても適用する。